

○男鹿地区消防一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定する様式を定める要綱

令和4年5月19日
消本訓令 第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第2号。以下「規則」という。）に基づき、休暇簿に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 男鹿地区消防一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第18条及び第21条に規定する様式について別記様式のとおり定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条の規定にかかわらず、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することが出来る。

別記様式2の3 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防本部 参事以下の日勤者 病気・特別・介護休暇用)

階 級				氏 名					
消防長	次長	総務課長	所属課長	所属課参事	伺月日	休暇種類	期間	事由	本人認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式2の4 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防本部 参事以下の隔日勤務者 病気・特別・介護休暇用)

階 級				氏 名						
消防長	次長	総務課長	所属課長	班長	所属課参事	伺月日	休暇種類	期間	事由	本人認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式4の3 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防署 本署の消防司令の職員 病気・特別・介護休暇用)

階 級		氏 名							
消防長	署長	総務 課長	副署長	班長	伺月日	休暇 種類	期間	事由	本人 認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式4の4 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防署 分署の消防司令の職員 病気・特別・介護休暇用)

階 級		氏 名								
消防長	署長	総務 課長	副署長	班長	分署長	伺月日	休暇 種類	期間	事由	本人 認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式4の5 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防署 本署の消防司令補以下の職員 病気・特別・介護休暇用)

階 級		氏 名								
消防長	署長	総務課長	副署長	班長	副班長	伺月日	休暇種類	期間	事由	本人認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。

別記様式4の6 (第18条関係)

休 暇 簿
(消防署 分署の消防司令補以下の職員 病気・特別・介護休暇用)

階 級		氏 名									
消防長	署長	総務課長	副署長	班長	分署長	上席副分署長	伺月日	休暇種類	期間	事由	本人認印

備考：8日以上の休暇は、消防長の決裁が必要です。